

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

令和3年9月29日

水曜日

第4841号

## 目次

### 条 例

○富山県創業支援センター条例	1
○富山県創業・移住促進住宅条例	6
○富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	13
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	14
○富山県税条例の一部を改正する条例	15
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例	16
○富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	

### 条 例

富山県創業支援センター条例、富山県創業・移住促進住宅条例、富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例及び富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県条例第57号

富山県創業支援センター条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、富山県創業支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 県内における創業を支援するための環境を整備し、もって地域経済の活性化に寄与するため、富山県創業支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

**第3条** センターは、富山市に置く。

(施設)

**第4条** センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) オフィス
- (2) シェアオフィス
- (3) コワーキングスペース
- (4) チャレンジショップ
- (5) 貸室

(事業)

**第5条** センターは、県内における創業を支援する事業その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

(指定管理者による管理)

**第6条** 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第7条** 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 創業を支援する事業に関する業務
- (3) オフィス、シェアオフィス及びチャレンジショップ（以下「オフィス等」という。）を利用する者の公募に関する業務
- (4) 第12条第1項の規定による利用の承認に関する業務
- (5) 第14条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (6) その他センターの管理に関して知事が必要と認める業務

(休所日)

**第8条** コワーキングスペース（日を単位として第12条第1項の規定による利用の承認を行うものに限る。次条において同じ。）及び貸室の休所日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休所日以外の日に休所し、又は休所日に開所することができる。

(利用時間)

**第9条** コワーキングスペース及び貸室の利用時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(オフィス等を利用する者の資格)

**第10条** オフィス等を利用しようとする者は、次に掲げる条件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 県内で創業しようとする者であること。
- (2) 創業後おおむね5年以内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であること。
- (3) センターの設置の目的を達成するためにオフィス等を利用することが相当であると知事が認める者であること。

(オフィス等の利用期間)

**第11条** オフィス等の利用期間は、1施設につき3年以内とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、2年を超えない範囲内で利用期間を延長することができる。

(施設等の利用の承認)

**第12条** 第4条各号に掲げる施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) センターの秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(施設等の利用の承認の取消し等)

**第13条** 指定管理者は、前条第1項の規定により施設等の利用の承認を受けた者（以下「施設等利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかとなったとき。

(3) 前条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) その他センターの管理上特に支障があると認められるとき。

(利用料金)

**第14条** 施設等利用者は、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

**第15条** 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

**第16条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。

(2) 利用日前10日までに利用の取消しを申し出たとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(施設等利用者の義務)

**第17条** 施設等利用者は、第12条第1項の承認によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 施設等利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を指定管理者

に届け出なければならない。

- (1) オフィス等を引き続き1月以上使用しないとき。
- (2) 氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があったとき。
- (3) 法人格を取得し、又は喪失したとき。
- (4) その他規則で定めるとき。

**第18条** 施設等利用者は、その利用の目的を終了したとき（第13条の規定により第12条第1項の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

**第19条** 施設等利用者のうちオフィス等の利用の承認を受けた者（次項及び次条において「オフィス等利用者」という。）は、当該オフィス等の模様替えをし、又は工作を加えてはならない。ただし、原状回復が容易である場合において、知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 オフィス等利用者が、前項ただし書の規定により知事の承認を得てオフィス等の模様替えをし、又は工作を加えたときは、当該オフィス等の明渡しの日までに当該オフィス等利用者の費用で原状回復を行わなければならない。

（オフィス等の明渡しの請求）

**第20条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、オフィス等利用者に対し、オフィス等の明渡しを請求することができる。

- (1) 利用料金を3月以上滞納したとき。
- (2) 破産手続開始の決定等により施設等の正常な利用関係を維持することができなくなったとき。
- (3) オフィス等を故意又は重大な過失により損傷したとき。
- (4) オフィス等の利用期間が満了したにもかかわらず、当該オフィス等を明け渡さないとき。
- (5) その他知事が施設等の管理上必要があると認めるとき。

（規則への委任）

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条から第5条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第12条第1項、第14条第2項及び第15条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第12条第1項、第14条第2項及び第15条の規定の例により、行うことができる。

別表 (第14条関係)

区分	単位	金額
オフィス	1室につき1月	51,200円
シェアオフィス	1区画につき1月	16,900円
コワーキングスペース	1席につき1月	11,300円
	1席につき1日	2,400円
チャレンジショップ	1室につき1月	135,550円
貸室	1室につき1日	13,700円
附属設備	実費を勘案して知事が定める額	

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数がある場合の利用料金は、日割りによって計算する。
- 2 チャレンジショップの利用に係る電気、ガス、水道及び下水道の使用料その他施設等の維持管理のために指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて指定する費用は、実費を徴収する。
- 3 オフィス又はシェアオフィスの利用者がコワーキングスペースを利用する場合は、コワーキングスペースの利用料金は、徴収しない。

(成長戦略室)

富山県条例第58号

富山県創業・移住促進住宅条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、富山県創業・移住促進住宅及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業・移住促進住宅 県が県内での創業及び県外からの移住の促進を図るために住民に賃貸する住宅及びその附属施設で、富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）第2条第1号に規定する県営住宅以外のものをいう。
- (2) 共同施設 創業・移住促進住宅の入居者の共同の福祉のために必要な通路、駐車場その他これらに類する施設をいう。

(設置)

**第3条** 県内での創業及び県外からの移住の促進を図るため、創業・移住促進住宅を設置する。

(位置)

**第4条** 創業・移住促進住宅は、富山市に置く。

(施設)

**第5条** 創業・移住促進住宅に、次に掲げる施設を置く。

- (1) アパートメント
- (2) シェアハウス

(指定管理者による管理)

**第6条** 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に創業・移住促進住宅及び共同施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第7条** 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 創業・移住促進住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
- (2) 第9条第2項の規定による入居の決定に関する業務
- (3) 第14条第1項に規定する家賃及び第28条第1項に規定する駐車料金の徴収に

関する業務

- (4) 第24条第1項の規定による明渡しの請求に関する業務
- (5) 第26条第1項の規定による駐車場の利用の承認に関する業務
- (6) その他創業・移住促進住宅及び共同施設の管理に関して知事が必要と認める業務

(入居者の資格)

**第8条** 創業・移住促進住宅に入居しようとする者は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること（アパートメントに入居しようとする者に限る。）。

ア 富山県創業支援センター条例（令和3年富山県条例第57号）第4条第1号、第2号又は第4号に掲げる施設の利用の承認を受けた者であること。

イ 県外からの移住者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者については、県外の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されている者に限る。）であること。

ウ 創業・移住促進住宅の設置の目的を達成するために入居することが適当であると知事が認める者であること。

- (2) その者及び現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居の申込み及び決定)

**第9条** 創業・移住促進住宅に入居しようとする者は、指定管理者に入居の申込みをしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により入居の申込みをした者の入居を決定したときは、その旨を当該入居の申込みをした者に対し通知するものとする。

3 指定管理者は、創業・移住促進住宅に入居しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の決定をしないものとする。

- (1) 創業・移住促進住宅又は共同施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 創業・移住促進住宅又は共同施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他創業・移住促進住宅又は共同施設の管理上支障があると認められるとき。

(入居の手続)

**第10条** 前条第2項の規定により通知を受けた者（以下この条において「入居決定者」という。）は、指定管理者が指定する入居の日（第14条第3項において「入居指定日」という。）の前日までに、家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務（以下この項において「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者をいう。以下この項において同じ。）と家賃債務保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結したことを証する書類を指定管理者に提出しなければならない。

2 入居決定者がやむを得ない事情により前項に規定する書類を同項に定める期日までに提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、指定管理者が別に指示する期日までにこれを提出しなければならない。

3 指定管理者は、入居決定者が前2項に規定する期日までに第1項に規定する書類を提出しないときは、前条第2項の規定による入居の決定を取り消すことができる。

(同居の承認)

**第11条** 入居者は、創業・移住促進住宅の入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、入居者が前項の承認を受けて同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

(入居の承継)

**第12条** 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き創業・移住促進住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けて引き続き創業・移住促進住宅に居住しようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

(入居期間等)

**第13条** 創業・移住促進住宅の入居期間は、1年以内とする。

2 前項の入居期間は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めてこれを更新することができる。ただし、その期間の末日は、第5条各号に掲げる施設に初めて入居した日から起算して3年を超えることができない。

3 前項本文の規定により創業・移住促進住宅の入居期間を更新しようとする者は、第8条第2号に掲げる条件を満たさなければならない。

4 第9条及び第10条の規定は、第2項本文の規定により創業・移住促進住宅の入居期間を更新しようとする者について準用する。

(家賃)

**第14条** 創業・移住促進住宅の毎月の家賃（以下「家賃」という。）は、別表第1に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

2 家賃は、指定管理者がその収入として収受する。

3 家賃は、入居指定日から創業・移住促進住宅を明け渡した日までの分を徴収する。ただし、入居者が第23条に規定する手続を経ないで創業・移住促進住宅を立ち退いたときは、指定管理者が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃の減免又は徴収の猶予)

**第15条** 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(家賃の納付)

**第16条** 家賃は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。

2 前項に規定する期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月29日から同月31日までの日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

3 入居者が新たに創業・移住促進住宅に入居した場合又は創業・移住促進住宅を明け渡した場合において、その月の入居期間が1月に満たないときは、その家賃は日割りによって計算する。

(入居者の費用負担)

**第17条** アパートメントにおいて、電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、入居者の負担とする。

(入居者等の義務)

**第18条** 入居者及び同居者は、創業・移住促進住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

**第19条** 入居者は、創業・移住促進住宅を引き続き15日以上使用しないとき、その他規則で定めるときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

**第20条** 入居者は、創業・移住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

**第21条** 入居者は、創業・移住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

**第22条** 入居者は、創業・移住促進住宅の模様替えをしてはならない。ただし、原状回復が容易である場合において、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、入居者が創業・移住促進住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状回復を行うことを条件として前項ただし書の承認を行うことができる。

(創業・移住促進住宅の明渡し)

**第23条** 入居者は、入居期間満了前に創業・移住促進住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の30日前までに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 入居者は、創業・移住促進住宅を明け渡そうとするときは、指定管理者の検査を受けなければならない。

3 入居者が前条第1項ただし書の規定により承認を受けて創業・移住促進住宅の模様替えをしたときは、前項の検査のときまでに、当該入居者の費用で原状回復を行わなければならない。

(明渡しの請求)

**第24条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対し、創業・移住促進住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。

(2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。

- (3) 入居者又は同居者が創業・移住促進住宅又は共同施設を故意又は重大な過失により損傷したとき。
  - (4) 入居者が正当な理由なく15日以上創業・移住促進住宅を使用しないとき。
  - (5) 入居者又は同居者が第11条第1項、第12条第1項又は第19条から第22条までの規定に違反したとき。
  - (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
  - (7) 創業・移住促進住宅の入居期間が満了したにもかかわらず、入居者が当該創業・移住促進住宅を明け渡さないとき。
  - (8) その他指定管理者が創業・移住促進住宅の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により創業・移住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該創業・移住促進住宅を明け渡さなければならない。

(駐車場を利用する者の資格)

**第25条** 駐車場を利用することができる者は、創業・移住促進住宅の入居者又は同居者であって、自ら利用するために駐車場を必要とするものでなければならない。

(駐車場の利用の承認)

**第26条** 駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の承認には、駐車場の管理上必要な条件を付することができる。

(駐車場の利用の承認の取消し等)

**第27条** 指定管理者は、前条第1項の規定により駐車場の利用の承認を受けた者が同条第2項の規定による承認の条件に違反したとき、その他駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、その利用の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

(駐車料金)

**第28条** 駐車場の毎月の利用料金（以下この条において「駐車料金」という。）は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

- 2 駐車料金は、指定管理者がその収入として収受する。
- 3 第15条及び第16条の規定は、駐車料金について準用する。

(規則への委任)

**第29条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条から第5条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第9条第1項の規定による入居の申込み、同条第2項の規定による入居の決定、第10条第1項の規定による書類の提出、第14条第1項、第15条、第26条第1項及び第28条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第9条第1項及び第2項、第10条第1項、第14条第1項、第15条、第26条第1項並びに第28条第1項の規定の例により、行うことができる。

**別表第1** (第14条関係)

区分	単位	金額
アパートメント	1室につき1月	81,500円
シェアハウス	1室につき1月	61,700円

**別表第2** (第28条関係)

区分	単位	金額
駐車場	1区画につき1月	4,000円

備考 入居者又は同居者1人につき1区画までとする。

(成長戦略室)

**富山県条例第59号**

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年5月31日」を「令和7年5月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(子ども支援課)

**富山県条例第60号**

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の196の11の項中「第25条第1項第3号の許可の区分に係るもの50,200円」を「第25条第1項第3号の許可の区分に係るもの71,000円」に、「第25条第1項第4号の許可の区分に係るもの29,500円」を「第25条第1項第4号の許可の区分に係るもの38,900円」に、「第25条第1項第5号の許可の区分に係るもの13,700円」を「第25条第1項第5号の許可の区分に係るもの18,100円」に、「医薬品製造所に係る調査13,700円」を「医薬品製造所に係る調査18,100円」に、「輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査13,700円」を「輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査18,100円」に、「第25条第1項第3号の許可の区分に係るもの107,200円」を「第25条第1項第3号の許可の区分に係るもの141,100円」に、「第25条第1項第4号の許可の区分に係るもの74,900円」を「第25条第1項第4号の許可の区分に係るもの89,400円」に、「第25条第1項第5号の許可の区分に係るもの40,300円」を「第25条第1項第5号の許可の区分に係るもの42,800円」に、「医薬品製造所に係る調査40,300円」を「医薬品製造所に係る調査42,800円」に、「輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査40,300円」を「輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査42,800円」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財政課)

**富山県条例第61号**

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附則第14条第1項中「令和3年度」を「令和8年度」に改め、同条第3項の表以外の部分中「令和4年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(税務課)

**富山県条例第62号**

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「令和4年9月28日」を「令和5年3月31日」に改める。

第4条の2第3項中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に改める。

附則第6項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第4条の2第2項第2号」を「第4条の2第2項第1号」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例附則第6項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(税務課)

**富山県条例第63号**

富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成24年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第8条各号列記以外の部分中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

**附 則**

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（都市計画課）

**富山県条例第64号**

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条・第2条」を「第1条一第2条の2」に改め、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場等」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、「第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条一第37条）」を「第7章 旅客特定車両停留施設の構造（第33条一第43条）」に改め、  
第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第44条一第48条）」に改める。

第2条第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、「のために必要な幅員」の次に「又は道路構造令第41条第1項の歩行者の滞留の用に供

する部分の幅員」を加え、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(災害等の場合の適用除外)

**第2条の2** 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、構造条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条において」を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 路面電車停留場等」を「第5章 路面電車停留場等の構造」に改める。

「第6章 自動車駐車場」を「第6章 自動車駐車場の構造」に改める。

第37条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第48条

とする。

第36条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、「の路面」の次に「又は床面」を加え、同条を第47条とする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第46条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加え、同条を第45条とする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第33条に次の4項を加え、同条を第44条とする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化の

ための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。次項において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

## 第7章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

**第33条** 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車を用いる。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
  - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
  - イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜

路を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。
- 3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。
- 4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
  - (2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。
    - ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。
    - イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（出入口）

**第34条** 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
  - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
  - イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる

構造とすること。

- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

**第35条** 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

- (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

- (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

- 2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

- 3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

**第36条** 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には、12パーセント以下とすることができる。

- (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

- 2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい

仕上げとすること。

- 3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

**第37条** 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
- (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

- 2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

- 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

**第38条** 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

**第39条** 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象

状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

**第40条** 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

**第41条** 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

**第42条** 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用

に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

**第43条** 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（道 路 課）